

育児休業給付金 簡単まとめ



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

育児休業給付金 簡単まとめ

育児休業給付金とは

育児休業給付金は、雇用保険の被保険者が1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した際、一定の収入を補償する制度。パート・契約社員などの有期雇用労働者も条件を満たせば対象。

給付の基本条件

タイミング	要件内容
育休前	・ 1歳未満の子の養育者 ・ 過去2年で11日以上働いた月または就業時間80時間以上の月が12ヵ月以上（例外で4年に延長可）
育休中	・ 賃金が休業前の8割未満 ・ 就業10日以内（または80時間以下）／月 ・ 有期雇用者は契約満了が1歳6ヵ月超であること

育児休業給付金 簡単まとめ

支給額の計算式

- 開始～180日目：賃金日額 × 支給日数 × 67%

- 181日以降：賃金日額 × 支給日数 × 50%
※賃金日額 = 休業前6か月の賃金合計 ÷ 180

主な制度改正（2022年～）

改正項目	内容
分割取得	育休を2回まで分割可能に
産後パパ育休	出生後8週間以内に父親が4週間取得可能（就業可）
有期雇用者緩和	雇用期間1年未満でも育休・給付対象に（一定条件あり）
手続厳格化（2025年）	延長には申告書や申込書写し等の追加提出必須

育児休業給付金 簡単まとめ

よくある注意点

- 雇用保険未加入者、自営業者、育休中に退職した者は対象外
- 支給単位期間に10日超かつ80時間超の就業があると不支給
- 支給まで約3ヶ月かかるため、早めの申請を推奨
- 申請期限は「育休開始から4ヶ月後の月末」まで

育児休業給付金の期間延長と「パパ・ママ育休プラス」

- 条件を満たせば最大2歳の誕生日前々日まで延長可能
- 両親で取得すれば1歳2ヵ月まで延長できる制度もあり